神奈川県議会 令和２年第１回定例会 厚生常任委員会

令和２年３月２日

渡辺(ひ)委員

私のほうからは時間もあまりありませんので、津久井やまゆり園関係についてまず質問をしたいと思いますが、質問に入る前に今日、異例な陳情の審査という形が行われて、我が会派を含めて了承をさせていただきました。このことは、重く受け止めてほしいと思います。

その中で、今回の問題というのはやはりかながわ共同会だけの問題ではなくて、この委員会でも指摘されているように、県立施設であるということを考えると、逆に言えば、重さからいえば県のほうが責任が重たい。そういう中で様々な議論がされているということは、本当に重く受け止めていただいて、先ほどもありましたが、他人事でなくて本当に自分事として、しっかり県当局にも受け止めていただきたいと思います。

そんな中で、陳情の中にありました、私もこの津久井やまゆり園利用者支援検証委員会のやり方については、もう様々疑問を持っています。不確定な情報を、本当の意味での検証ができていない段階で出してくるというやり方も問題ですし、また、この検証委員会の体制も、議論の中でもありましたが、本当に今後の神奈川県の福祉の在り方を考えるという話になったときに、考え方が似通った方々３名だけで本当にいいのかどうか。もっと幅広の方々を入れて、本当に県として重たい運営をするわけですから、しっかり検討していくのが本来の検証委員会の在り方ではないかなということに疑問を呈して私も了承しましたので、そこのところだけはまず影響面を察していただきたいと思います。

その意味で、前回もこの津久井やまゆり園の指定管理に関する基本協定書に基づく協議について、その前提にある管理業務の前提条件の変更だとか、その辺について幾つか質問をさせていただきましたが、再度その件について質問をさせていただきたいと思います。

というのも、前回の委員会から時間をかけて今回の委員会で、その津久井やまゆり園の再生についての新たな資料が出てきて、その中に再生後の指定管理者についての基本的な考え方だとか、今まであまりはっきりしませんでした利用者目線の支援と、このようなものが文書で出てきていますので、この辺なども関連をしながら、質問をしたいと思います。

まず確認をさせていただきたいのが、これは前回も言いましたが、かながわ共同会との協議がなかなか前に進まないと。その大前提としては、共同会は様々な問題については過去の問題でありながら対応しているということで、そういうルールの問題については、協定書の第 54 条以降で対応すべき問題であるということで、県が言う第 73 条での協議については、乗れないと主張をしてきています。これについて、改めて県の考え方の確認をしたいと思います。

障害サービス課長

2019 年 12 月５日の本会議における知事の発言においては、再生後の指定管理者を公募で選定する方針に変更する理由として、まず一つ、そのかながわ共同会の元理事の不祥事、また、この不祥事に端を発したかつての津久井やまゆり

園の支援を厳しく指摘する情報、さらには、議会から指定管理者の選定について再考を求める意見があると、こういったことを挙げています。併せて、津久井やまゆり園の再生によって、神奈川県の新しい障害福祉の在り方を示す必要があるという表明をしております。

この今回の方針の見直しは、単にその津久井やまゆり園の不適切な支援を改善させるということだけがこれは目的ではなく、こうした様々な懸念を払拭して、利用者、家族は元より、県民の皆様からの信頼を受けて再スタートを切ると、そういった新しい要素も含めて、改めて総合的に勘案し、いずれの施設においても指定管理者を公募で選定する方針に変更することとしたものです。

これを実現するために現在、令和６年度まで継続している津久井やまゆり園の指定管理期間を短縮する必要があるとしたことから、基本協定書第 54 条の規定による今の津久井やまゆり園への支援について改善をさせるということが前提ではなく、指定管理期間の短縮をすることが必要だということで、第 73 条に基づいて協議をしたという、そういう背景があります。

渡辺(ひ)委員

私見かもしれませんが、私はずっと分からないのは、なぜ短縮ありきなのかという、そこを県が強弁することについて、個人的には理解できないのですよね。本当に我々がずっとこの議会の中で、要は利用者目線だとか、利用者の立場に立ったときに様々な問題が起きている、そのことを本当に改善していくというのはやはり必要だと思うし、そのことを大前提でないと今御答弁もあり、それだけではないのだという御答弁もありましたが、短縮ありきでのこういう協議ということ自体が、やはりかながわ共同会が乗ってこない一つの大前提になっているような気がするのです。

その上で、前回も聞いたのですが、この前提条件になっている内容の変更だとか、大規模な制度変更、そういう特別な事情があったときは協議が行えるとなっていますが、その辺については今も説明があまりなかったような気がするのですが、今回の協議に当たっては、その辺についてはどのように考えていますか。前回も聞いたと思うのですが、再度確認したいと思います。

障害サービス課長

基本協定書第 73 条による協議の申入れは、その管理業務の前提条件や内容の変更、こういったことを前提にされた条文です。津久井やまゆり園再生基本構想の策定段階において、元の場所に戻るという、この津久井やまゆり園は建て替えされます。また、新設する芹が谷やまゆり園(仮称)については、新しく施設整備されることから、施設規模や居住単位は大変大きく、もともとの施設から大きく変わります。これによって、直ちに従前の基本協定を引き継ぐことはできない内容に想定するという状況が実際ありました。

しかし、事件の後、利用者の安定的な生活や意思決定支援に配慮をするために、特例的な判断として、再生後の津久井やまゆり園は、今の津久井やまゆり園の基本協定を引き継ぎ、新設される芹が谷やまゆり園とともに、令和６年度までは指定管理者を非公募でかながわ共同会とする方向で調整すると判断し、利用者、御家族に説明を行い、また、議会にも御説明し、議論を重ねてきたところです。

しかし、今般のかながわ共同会の不祥事や、津久井やまゆり園における利用者支援の実情を踏まえて、今の施設運営の姿では神奈川県の障害福祉の在り方を示すという本県の考えを実現することができないと判断し、指定管理者については原則に立ち戻り、公募という開かれたプロセスの中で選定していく方針を示したものです。

さらに、今回この資料でお示ししていますが、県としては神奈川県の障害福祉の在り方を考える中で、令和３年度中に完成する再生後の津久井やまゆり園においては、これまで県立施設が果たしてきた役割をただ踏襲するのではなく、全県のモデルともなる先進的な支援に重点的に取り組みたいと考えております。

具体的には、これまでも話に出ていますが、身体拘束に頼らない本人中心の支援や、継続的な意思決定による本人中心の支援などにより、徹底した地域生活移行にも取り組みたいと考えています。

こうした取組を進めるためには、新しく制定する二つの施設の理念や、支援の在り方、さらには人員の配置、組織管理体制などを見直す必要があると考えており、このような見直しを行うのであれば、その管理業務の前提条件に影響を及ぼすことから、第 73 条によって協議を申し入れているというものです。

渡辺(ひ)委員

今非常に長い答弁で、理解しづらいという部分が多々ありましたが、今は答弁の趣旨が二つあったのだと思うのですね。今までは継続して令和６年度まで行っていくのだが、不祥事等々を含めて、現状の津久井やまゆり園は、かながわ共同会には任せられないのではないかという趣旨の前段と、後段のほうは、新しい福祉の在り方等を今回のことを検証しながら、しっかり考えていくのだと。それについては、いろいろな対策を含めた考え方などが変わるので、改めてそこを協議していくのだと、二つの流れの今、御答弁だったと思うのです。

私はその後段の部分がすごく大事だと思うのです。ところが、例の共同会からの質問に対する回答、この中で私はずっと質問しているこの基本協定書第 54 条と第 73 条の関連について、県が言う第 73 条の前提に、何から変更したのか具体的に明らかにしてほしいという質問に対して、その回答の中で、もう前文の今言った虐待だ云々の疑いが、その部分だけがずっと羅列されていて、今、後半で答弁されたことについては、最後の２行の中に１行だけ、そうした状況から津久井やまゆり園再生基本構想で示した方向性を見直し云々と、少ししか書いていないのです。

それまでに何十行と、その前段の共同会を責めるような文章しか書いていない。こういうものをもらったら当然、個人的な感情も含めて何だと思う。今まで自分たちが努力してきたこと、特に事件が起こった後に一生懸命行ってきたことが全否定されるような内容で、協議に乗れと言われても、普通は乗れません。

本来であれば、この時点でここに書いてある再生基本構想で示した方向性、見直しというのであれば、どういうことでどのように見直すのだ、もしくは、この時点で確定しないまでも、そのことを一緒に協議していきましょう、検証していきましょうと、そのために協議しましょうということだったら、協議に乗っていただけるのだと思うのだが、最初のこの回答文だと、とてもその辺が

読み取れない。
　要は、先ほどの答弁であったように、理解もしていただいていないのに、指定期間の短縮がありきなのだという話合いの持って行き方、これについてはかなり問題があると思うのですが、もう一度、今の私の質問というか、思いに対して何かありますか。
障害サービス課長
　今、渡辺ひとし委員が整理をしていただいた二つの論点というのは、１点目はそもそもその津久井やまゆり園再生基本構想策定段階に、もともとあった施設が、もう今は除却されており、新しい施設に建て替わっています。また、施設の内容も大きく変わっていったという当時の実情があります。
　もう一つは、やはり今回その利用者目線の障害福祉を追求していく上で、私どもが今示したコンセプト、考え方、こういったものがまだまだそのかながわ共同会に十分に御説明ができていなかったということはあろうかと思います。
　令和２年１月末に、かながわ共同会にこの協議を申し入れて以降、具体的な協議にはまだ入れておりませんが、かながわ共同会との話合いは続けてさせていただいております。その中で、今こういう新しい支援を求めていく私どもの考え方をお話させていただいて、かながわ共同会にも、知事もこれまでの本会議等でも答弁をさせていただいておりますが、そういった支援ができる法人になるのであれば、応募していただくことを期待するということも、知事もこの前、議会でも答弁させていただいたところです。
　私どもとしては、やはり全県のモデルともなるような先進的な支援、こういったものをこの津久井やまゆり園の再生を通じて実現をしていきたいと考えております。
渡辺(ひ)委員
　今までさんざんこの委員会でも議論してきたのだが、今日答弁しているような、具体的とは言いませんが、少し踏み込んだような答弁が今まで全くなかった。だから、議論がかみ合わないというか、状況があったのだと思います。
　その辺については、やはり丁寧に、要は利用者もそうだし、かながわ共同会もそうだし、県民に対してもここを示していくべきだと私は思います。その上で、協議がどうなるかは、これは分かりません。
　その上で確認したいのは、その回答書の中にもありました津久井やまゆり園再生基本構想で示した方向性を見直しというくだりがあるのだが、今の答弁も含めると、いろいろなことを検討していって、今後、再度再生基本構想を変更するのですか。これを確認したいと思います。
障害サービス課長
　津久井やまゆり園再生基本構想では、再生後の津久井やまゆり園の支援について、医療的ケアや強度行動障害のある利用者への対応など、県立障害者支援施設としての専門性の高い入所支援機能を維持するということは明記をしております。しかし、それ以上目指すべき具体的な姿というものには、まだ言及をしておりませんでした。
　しかし、私どもはその意思決定支援の取組を進める中で、これまで支援する側が利用者のためと思ってきた支援を、改めて利用者の気持ちになって、利用

者目線に立って見直し、本人の可能性を追求する支援へと変えていく必要があるということがはっきりとしてきています。
　これを具体化し、再生基本構想の中で記された役割をしっかりと着実に実行していくために、再生後の津久井やまゆり園の役割というものを明確にしたものでありまして、再生基本構想そのものを変更するというものではありません。
渡辺(ひ)委員
　今、津久井やまゆり園再生基本構想自身を見直すことではないという話だが、この前の委員会の質問の中にもあったと思うのだが、今後やはり公募するなり、何をするにしても、要は新しい神奈川県の福祉の在り方というものがしっかり示せなければ、公募をしても意味がない。それからすると、再生基本構想自体を見直さないということであれば、その辺をもう少し具体的に、選定基準の中に入れるのか、何をするか分かりませんが、示していかなければ意味がないと思うし、そうでなければ、このかながわ共同会との協議も何か見えてこないのではないかなという気もするのだが、再度その辺はどうされるのですか。
障害サービス課長
　今まで申し上げておりますその利用者目線の新しい支援の考え方については、今後、指定管理者の公募の方針でありますとか、選定基準、こういったものにしっかり落とし込みをしていきたいと思います。落とし込みをさせていただいて、応募をしていただく法人にもしっかり説明しますし、また、こういったプロセスを通じて、県民の方々にもしっかりと説明をしていきたいと考えております。
渡辺(ひ)委員
　スケジュール感という話も先ほど出ていたと思うのだが、その辺を踏まえると、やはり本当にそんなことが早急にできるのかなという気もするし、もっと言うと、急いで行って元も子もないような形になっても意味がないと思うので、それは慎重かつ間違いのないような形でうまく進めていかなければいけないなという気がするのです。
　その中では、やはりかながわ共同会との指定管理期間短縮というのが結論ありきではなくて、ともすれば共同会と一緒にその辺を積み上げていくという選択肢もある気もするし、そうすれば、もっと外から津久井やまゆり園利用者支援検証委員会で調べるようなことではなくて、この委員会でも出ているように、県が共同会と一緒になって様々な課題を一緒に協議していけば、もっともっといいものになってくる可能性もあるし、それからすれば、選択肢を狭めないで、幅広で一番いい対応ができる形というのをやはり協議すべきだと思うのです。
　それで、ずっと時間の関係で質問してこなかったのですが、今回のこの協議の問題というのは、津久井やまゆり園だけで起きている問題ではなくて、愛名やまゆり園で起きていたり、また、県立中井やまゆり園でも起きていますよね。
　そうすると、もう福祉の在り方というのを、今現在この契約している方、対応している法人もあるわけですが、その法人に対しては、どこでどういうタイミングで修正させるのですか。この辺はどのように考えていますか。
障害サービス課長
　県立の障害者支援施設は、直営で行っている施設もありますし、指定管理で

行っている施設もあります。指定管理については、それぞれの指定期間が若干ずれて、今は10年間のスパンで委託しております。

今、利用者目線の新しい障害福祉の考え方というものを、私どもで津久井やまゆり園の再生のプロセスを通じて整理をさせていただいておりまして、津久井やまゆり園利用者支援検証委員会の指摘も含め、私どものこうした考え方も含めて、今、県立の障害者支援施設と共有する、こういった考え方をしっかり共有していくという場を設けるようにしております。

具体的には、県立の障害者支援施設の直接の支援担当者の方々が集まる会議というのをこの間も開催し、私どもの考え方であるとか、本来目指すべき方向というのを、今、共有を図りつつあります。

そうした考え方については、今後、指定管理者制度の新しいステージに入る、例えば、三浦しらとり園については今回延期を、指定管理期間の延長という御報告をさせていただいておりますが、そういった中で開園を目指していきますし、また、その指定管理期間はまだまだ継続するというところについては、それぞれの施設において、利用者目線の支援を実行するためにはどうしたらいいのかといったことを個別に共有をし、話合いを続けていきたいと思っております。

渡辺(ひ)委員

最後に１か所だけ要望ですが、今回の予算議案の中にも各指定管理施設の予算が入っていると思うのです。金額も具体的に示された予算が入っていると思うのです。これについても当然、今の答弁を踏まえれば、例えば、令和２年度中であっても、新しい福祉の在り方の方向性が示されれば、当然後の運営の中で人員配置の問題が不十分だったり、施設整備の問題が不十分だったり、様々あれば当然柔軟に対応していく必要があると思うのですが、最後にその辺はどう考えますか。

障害サービス課長

組織体制でありますとか、人員体制であるとか、今後その新しい障害福祉を目指す中で見直さなければいけないということがあろうかと思います。そのときに必要な体制づくりのために、予算措置が必要ということであれば、庁内的な議論を重ねていきたいと思っています。